

(一社) 日本アミューズメントマシン協会

「アミューズメントマシンにおいて提供される適正景品のガイドライン」に適合するAMプライズ表示マーク制度に関する規程

平成24年10月25日 制定

1. 目的

本規程は、「アミューズメントマシンにおいて提供される適正景品のガイドライン（以下、景品ガイドラインという。）」に適合するAMプライズに、「AMプライズ表示マーク（以下、表示マークという。）」を貼付する制度を定めることにより、アミューズメント業界内における公正な競争秩序を確立するとともに、一般消費者が適切な景品を選択できるようにすることで、景品提供営業、さらにはアミューズメント業界の健全な発展に資することを目的とする。

2. 適用範囲

表示マーク制度は、風俗営業適正化法第2条第8号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品のうち、一般社団法人日本アミューズメントマシン協会（以下、協会という。）の会員が景品ガイドラインに適合させて製造、販売する景品を対象とする。

3. 表示マーク制度の運用組織

表示マーク制度の運用は協会のAMプライズ部会が管掌する。

4. 運用

4. 1. 表示許諾審査の申請

表示マークを自社の製品に表示しようとするものは、次の事項を記載した「AMプライズ表示マーク表示許諾申請書（様式1）」を協会に届け出なければならない。

- ①申請先（協会会長）
- ②申請社名および代表者（協会会員代表者）
- ③申請日
- ④申請社が景品として製造販売するすべての製品が景品ガイドラインに適合したアミューズメント専用景品であること、およびそれらの景品が日本国内に向けた正規のアミューズメント用許諾を得ていることを証する代表者の誓約書
- ⑤協会AMプライズ部会に参加する会員2社の代表者からの推薦書

4. 2. 審査

審査は、本規程に基づき、AMプライズ部会が実施する。

4. 3. 審査結果

表示許諾申請に対する審査結果は次の通りとし、AMプライズ部会から様式2の表示許諾審査結果通知書により申請者に通知する。

なお、審査の過程は公表しない。

- ①許諾する
- ②許諾しない

4. 4. 表示マークの表示許諾期間

表示マークの表示許諾期間は最長1年間とし、4月から翌年3月までに出荷されるAMプライズを対象とする。

4. 5. 表示許諾の更新

表示許諾は、表示許諾を受けた会員の業務内容に特段の問題がなく、また表示許諾を受けた会員からの申し出がない限り、毎年4月に自動的に更新される。

5. 表示マーク

5. 1. 表示許諾を受けた会員の義務

表示許諾を受けた会員は、製造、販売するすべてのAMプライズに、5. 2に定める表示マークを貼付しなければならない。

ただし、物販品を購入して使用する景品や菓子類の景品は除く。

5. 2. 表示マークの意匠

表示マークの意匠は、図1の意匠とする。

協会事務局は表示マークの意匠データを備え、希望する表示許諾会員に提供する。

なお、表示マークには表示許諾を受けた際に協会から発行される許諾番号を必ず記載しなければならない。

5. 3 表示マークの意味

表示マークは、当該AMプライズが景品ガイドラインに適合していることをのみ示すものであって、当該AMプライズの品質および安全性を担保するものではない。

5. 4. 表示許諾料

表示マークの表示許諾料は、1会員あたり年額5万円（税別）とする。

表示承認を受けた会員は、許諾承認を受けた月の翌月末までに、また、表示許諾の自動更新を受けた会員はその年の5月末日までに、当該年度の表示許諾料を協会に納付しなければならない。

5. 5. 表示マークの表示方法

表示マークは、個々の単体に表示するものとするが、表示の方法は、直接印刷、シールの貼付、タグの縫い付け、単体外箱への印刷など方法を問わない。

ただし、一般消費者の視認性を確保するため、表示する大きさは、縦1.5cm X 横2cm以上とする。

なお、物理的な理由から表示が不可能な場合に限り、カートン外箱への表示や当該景品と提供する

6. 遵守事項

6. 1. 遵守事項

表示の許諾を受けた会員は、「景品ガイドライン」および本規程を遵守しなければならない。

6. 2. 懲罰

表示許諾会員が「景品ガイドライン」および本規程に違反した場合には、AMプライズ部会長は注意を促し、これに従わない場合、協会理事会に付議し、協会からの除名手続きをとることができる。

7. 附則

7. 1. 施行日時

この表示マーク制度は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年10月25日)